



鹿児島県立鶴丸高等学校

危険等発生時対処要領

(危機管理マニュアル)

令和8年5月改訂版

はじめに

○ 本要領の目的と位置づけ

本要領は、本校における事故、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

また、要領中の『1 鹿児島県立鶴丸高等学校防災計画』は、消防法第 8 条に基づく「消防計画」に、『2 洪水時の避難確保計画』は、水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づく「避難確保計画」として位置付けられるものである。

○ 本校における危機管理の基本方針

- ・ 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- ・ 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- ・ 教育委員会、警察・消防・医療等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。
- ・ 危機の対応に当たっては、生徒や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- ・ 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- ・ 危機が収束した後は、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った生徒やその保護者等への継続的な支援を行う

○ 学校と周囲の状況

本校（鹿児島県立鶴丸高等学校）は鹿児島市薬師 2 丁目 1 番 1 号（☎099-251-7387）に位置し、海拔 7m である。学校の東側約 700m に甲突川が流れており、洪水浸水想定区域内にある。東側（正門側）は市道平田橋武線が通っており交通量は多い。西側（裏門側）には西田小学校がある。

本校は、鹿児島市の第 2 開設の指定緊急避難場所（兼指定避難所）とされている（近隣の第 1 開設避難所は西田小学校）が、洪水浸水想定区域内にあるため、浸水等の災害時は、2 階以上へ垂直避難し、屋内安全確保を図ることとなる。

校舎は昭和 39 年に本館が建築され、昭和 57 年に増築、平成 22 年から翌 23 年にかけて耐震補強工事が行われた。（平成 23 年には新館改修工事も完了）

○ 内容(目次)

	ページ
1 鹿児島県立鶴丸高等学校防災計画	1
2 洪水時の避難確保計画	7
3 地震避難マニュアル	10
4 防火防災避難指示マニュアル	11
5 学校事故(授業中、部活動中の事故、登下校中の事故等) への対応について	12
6 熱中症事故の予防とその対策について	13
7 食物アレルギー発生時の対応について	16
8 不審者侵入時の対応について	19
9 部活動の遠征等における安全確保について	22
10 弾道ミサイル発射に係る対応について	23
11 【参考】気象警報発生時の生徒の登校について	24
12 【参考】救急処置マニュアル	26
13 【参考】学校保健計画・学校安全計画	27

Ⅰ 鹿児島県立鶴丸高等学校防災計画

(1) 防災規定

第1条(目的)

この規定は、本校における防災管理の徹底を期し、火災、地震、風水害等を予防するとともに、災害による人的・物的被害を最小限度にとどめることを目的とする。

第2条(防災管理者及び防災対策委員会)

前条の目的を達成するために、防災管理者、防災対策委員会(以下「委員会」という)を置く。防災管理者は教頭とし、委員会は防災管理に関する校長の諮問機関とする。

第3条(委員会の構成)

委員会は、防災管理に必要な各部門の責任者若干名をもって構成する。委員会は教頭(保健担当)があたり、委員は委員長が委嘱する。

第4条(委員会の任務)

委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 防災計画の立案、実施についての審議
- 2 防災に関する諸規定の制定
- 3 防災用設備等の点検及び改善強化
- 4 防災に関する調査、研究、企画
- 5 防災教育、訓練の計画、実施

第5条(委員会の会議)

委員会の会議は定例会及び緊急会とする。

- 1 定例会 年3回招集する。
- 2 緊急会 防災緊急事態が生じた時、そのつど委員長がこれを招集する。

第6条(防災管理組織)

- 1 火災・その他の災害の予防について、常時その徹底を期するため、防災管理組織を編成し、防災管理者のもとに火気取締責任者及びその他の責任者若干名を置く。
- 2 火気取締責任者及びその他責任者は、防災管理者の指示を受け、命ぜられた任務を遂行する。
- 3 防災管理組織及び任務分担は、年度ごとに別に定める。

第7条(自衛防災組織)

- 1 火災・その他の災害に際し、被害を最小限にとどめるため、自衛防災隊を編成する。
- 2 自衛防災隊の編成及び任務分担は、年度ごとに別に定める。

第8条(点検)

防災用設備等、避難施設、その他火気使用施設を適正に管理し、機能を保持するため防災管理組織の各責任者は定期的に点検を行い、その結果を別に定める点検簿に記入するとともに、防災管理者に報告する。

第9条(改善措置並びに記録)

- 1 改善を要する事項を発見した場合は、速やかに防災管理者に報告し、改善する。
- 2 改善の結果は、そのつど別に定める検査票及び維持台帳等に記録し保存しなければならない。

第10条(臨時火気使用)

臨時に、学校建築物内外において、火気(たき火、ストーブ、電熱器等)を使用する場合は、火気取締責任者を経て防災管理者の許可を得なければならない。

第11条(施設の変更)

学校内において、電気施設、火気使用施設を新設、移転、改修する場合には、防災管理者に連絡しなければならない。

第12条(警報伝達及び火気使用の規制)

学校内外に、火気その他の災害発生の危険または人命上の危険が切迫しているときは、防災管理者は直ちにその旨を校内全般に伝達し、火気使用等の中止、危険な場所への立入禁止などを命ずるものとする。

第13条(災害防御)

学校内外に、火災またはその他の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、別に定める災害時における対策をとるとともに、自衛防災隊編成表により、速やかに担当任務の遂行にあたるものとする。

第14条(防災教育)

本校職員及び生徒は、すすんで防災に関する教育を受け、防災管理の完璧を期するよう努力するものとする。

第15条(防災訓練)

火災・その他の災害に際し、被害を最小限にとどめるため、防災訓練によって技術錬磨を図るものとする。実施基準は次による。

基本訓練……消火・通報・避難・搬出・救護 年2回以上

総合訓練……年1回以上

第16条(消防署等関係機関との連絡)

防災管理者は消防署等関係機関と緊密な連絡をとり、防災管理の適正を期するよう努力するものとする。連絡すべき事項は次のとおりとする。

防災計画の提出

査察の要請

防災教育・訓練に関する指導の要請

その他防災管理について必要な事項

※ 防災対策委員会の構成委員は以下のとおりである。

(委員長) 教頭 (委員) 事務長 本年度担当防災係 財務担当事務職

(2) 災害時における対策

ア 生徒在校時

災害が発生した場合は、直ちに次の対策をとるものとする。

- (ア) 火災発生の場合は、発見者はまず近くにある非常ベルを鳴らし、大声で「火事」と連呼し、(本部校長室、事務室・職員室)へ通報する。また通報を受けた本部は、直ちに避難・消火などについて指示する。
- (イ) 火災発生場所においては、直ちに消火器を用いて初期消火の実が上がるように処置する。また、その他の場所においては、指示にしたがって直ちに搬出などの処置をとるものとする。
- (ウ) その他の災害の場合は、速やかに本部に連絡し緊急の対策がとれるように処置する。
- (エ) 非常ベルまたは避難放送を聞いたら、学級担任(または授業者)は生徒が安全に避難できるように、冷静に指示のあった場所へ誘導する。
- (オ) 本校災害の場合は、必要に応じ臨時に安全な場所(校庭等)に災害対策本部を設ける。

[自衛防災隊編成表]

		職員係	生徒係	任務	
【本部】 校長 教頭 事務長	庶務班長	通報連絡係	生徒会長	火災通報・人員確認	
		誘導係	HR委員長	公設消防隊到着時の誘導	
		記録係		現状記録	
	消防班長	消火係	消火栓係	22(15) 27(10)	消火栓・消火器の操作, 消火
			消火器係	23(15) 26(10)	
		工作係	24(10) 25(10)	破壊消防等消火活動助成 工作	
		警戒係	28(15)	飛火・盗難・外来者に対する警戒	
		予備係	33(10)	消火・警戒の予備任務	
	救護班長	救護係		21(20)	応急処置
		輸送係		35(15)	負傷者の輸送
搬出班	各室搬出責任者(別表:火気取締責任者)		物品の搬出・保管		

イ 生徒不在時

災害が発生した場合は、直ちに次の対策をとるものとする。このことについて防火管理者は、かねて当直員及びセコム（☎099-221-5301）に十分な連絡をとっておくものとする。

- (ア) 当直員は、直ちに校長、教頭、事務長・連絡係に電話により通知する。
- (イ) 防火管理者は、職員連絡網により速やかに職員の登校を求める。
- (ウ) [自衛防災隊編成表]に示す学校周辺の生徒は、学校の災害に気付いたら直ちに登校し、職員の指示に従ってそれぞれの任務に就く。
- (エ) 搬出に当たっては、災害発生場所並びに事務室、職員室等の非常持ち出し表示物件から、順次安全な場所へ移す。
- (オ) 本校災害の場合は、必要に応じ臨時に安全な場所（校庭等）に災害対策本部を設ける。

[自衛防災隊編成表]

		職員係	生徒係	任務	
【本部】校長 教頭 事務長	庶務班長	通報連絡係		火災通報・人員確認	
		誘導係		公設消防隊到着時の誘導	
		記録係		現状記録	
	消防班長	消火係		西田地区居住者	消火栓・消火器の操作, 消火
		工作係		永吉地区居住者	破壊消防等消火活動助成 工作
		警戒係		薬師地区居住者	飛火・盗難・外来者に対する警戒
		予備係			消火・警戒の予備任務
	救護班長	救護係		鷹師地区居住者	応急処置
		輸送係		武地区居住者	負傷者の輸送
	搬出班	事務係		薬師地区居住者	非常時持出物件優先
		校長室		常磐地区居住者	非常時持出物件優先
		職員室		原良地区居住者	非常時持出物件優先
各準備室			原良地区居住者	非常時持出物件優先	

(3) 防災管理組織及び役割分担

防災管理組織及び任務分担

		班名	担当者	任務事項				
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">校長</td> <td rowspan="8" style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">防災管理者 (教頭)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">教頭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">事務長</td> </tr> </table>	校長	防災管理者 (教頭)	教頭	事務長		火気管理班		各室における火気(器), 電気器具, 防災用備品等の管理及び検査
	校長		防災管理者 (教頭)					
	教頭							
	事務長							
				建物管理班		建物の位置, 構造, 使用状況を確認し, 防火扉・防火シャッター・排煙口等の管理及び検査		
				火気使用施設管理班		炊事器具, 採暖用器具, 火気使用箇所の管理及び検査		
				危険物・特殊可燃物管理班		危険物取締責任者と連携をとり, 薬品庫・その他の危険物・特殊可燃物の管理及び検査		
				電気設備管理班		電気室, 電気配線の管理及び点検		
	消火設備管理班			消火器, 消火バケツ, 自動火災報知器, 消火栓, ホース等の管理及び検査				
	避難設備管理班		避難階段, 非常口, 避難はしご, 緩降機, ロープ等の管理及び点検					
	人命安全管理班		人命危険箇所及び発生しやすい箇所の点検・改善, 立入禁止区域の設定, 安全指導					

火気取締責任者

部 屋 名		火気取締責任者	部 屋 名		火気取締責任者	部 屋 名		火気取締責任者
本館	1階	校務補助員室	生徒館	地歴・公民講義室	体育館	体育系部室(4)		
		宿直室		地歴・公民準備室		身障者用トイレ		
		書類倉庫		20Aルーム		女子更衣室		
		大会議室		女子トイレ		女子トイレ		
		中会議室		生徒会室		男子トイレ		
		購買部		20Bルーム		男子更衣室		
		陶芸室		21ルーム		多目的ホール		
		生徒相談室		22ルーム		体育系北側部室(6)		
		保健室		23ルーム		柔道場		
		西階段下倉庫		24ルーム		剣道場		
	男子トイレ	男子トイレ	体育系南側部室(6)					
	女子トイレ	25ルーム	階段下倉庫(器具庫)					
	2階	進路相談室	26ルーム	階段下倉庫①				
		事務室	27ルーム	2階	体育館(アリーナ・ステージ)			
		事務倉庫	28ルーム		控室			
		応接室	美術工芸教室		器具庫			
		校長室	美術準備室		3階	更衣室		
		小会議室	男子トイレ			湯沸室		
		職員室	放送部室(資料室)			体育職員室		
		印刷室・湯沸室	30Aルーム			放送室		
		放送室	31ルーム			トイレ・シャワー室		
		西階段倉庫	32ルーム			第1階	会議室(一高女)	
	職員男子トイレ	33ルーム	階段下倉庫					
	職員女子トイレ	34ルーム	女子トイレ					
	3階	研修室A	女子トイレ	男子トイレ				
		書庫	35ルーム	食堂				
		図書室<悠學館>	36ルーム	厨房				
		男子トイレ	37ルーム	倉庫				
		女子トイレ	38ルーム	事務室				
		4階	研修室B	屋上	生徒館		多目的ホール	
			LL準備室	東側			レッスン室	
			LL教室	西側		音楽室		
			屋上	1階		音楽準備室		
			生徒館	生物実験室		新館	階段下倉庫	
	生物準備室			視聴覚準備室				
	生物講義室			視聴覚室				
	女子トイレ			書道室				
	東階段下消火ポンプ室			書道準備室				
	地学準備室			男子トイレ				
	地学講義室	2階		女子トイレ				
化学講義室	新館A							
化学準備室	新館B							
化学実験室	パソコン準備室							
男子トイレ	パソコン室							
生徒館	西階段下写真部室	文化館	会議室					
	物理実験室		家庭科準備室					
	物理準備室		調理実習室					
	物理研究室		男子トイレ					
	物理実験器具室		女子トイレ					
	物理講義室		被服実習室					
	西階段下揚水ポンプ室		学習室					
	2階		文化系部室	階段下倉庫(東側)				
			文化系部室(百人一首)	階段下倉庫(西側)				
			悠学Aルーム	2階	控室			
男子トイレ		器具庫						
悠学Bルーム		多目的ホール						
11ルーム		放送室						
12ルーム		男子トイレ						
13ルーム		女子トイレ						
14ルーム		3階	機械室(2)					
女子トイレ		その他	草寿庵					
15ルーム	電気室							
16ルーム	第1・2倉庫							
17ルーム	プール更衣室							
18ルーム	プールトイレ							
	プール下倉庫							
	プール浄化機械室							
	ゴミステーション							
	弓道場							
	校庭トイレ							
	自転車置場							

2 洪水時の避難確保計画

1. 計画の目的・報告

- この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本校の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の適用範囲

- この計画は、本校に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

3. 防災体制

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員*
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 洪水注意報発表 <input type="checkbox"/> 甲突川（原良橋） 氾濫注意情報発表	水位情報等の情報収集	教頭、事務職員
		交通機関の情報収集	教頭、事務職員
		下校判断及び指示	校長、教頭、担任
		保護者への連絡	教頭
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 甲突川流域に避難準備・高齢者等避難開始の発令 <input type="checkbox"/> 鹿児島市に洪水警報発表 <input type="checkbox"/> 甲突川（原良橋） 氾濫警戒情報発表	水位情報等の情報収集	教頭、事務職員
		交通機関の情報収集	教頭、事務職員
		下校または避難の判断	校長、教頭、担任
		保護者への連絡	教頭
		要配慮者の避難誘導	全職員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 甲突川流域に避難勧告又は避難指示（緊急）発令 <input type="checkbox"/> 甲突川氾濫危険水位超過	校内全体の避難誘導	全職員

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	・テレビ ・ラジオ ・鹿児島地方気象台HP (https://www.jma-net.go.jp/kagoshima/)
河川水位情報	・テレビデータ放送 (dボタン) ・インターネット (情報提供機関からのウェブサイト) 国土交通省川の防災情報 (http://www.river.go.jp/) 鹿児島県河川砂防情報システム (http://www3.doboku-bousai.pref.kagoshima.jp/bousai/jsp/index.jsp)
避難情報 (避難勧告等)	・防災行政無線 ・テレビ ・ラジオ ・インターネット 鹿児島市HP (http://www.city.kagoshima.lg.jp/)

- 停電時は、ラジオ、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、乾電池等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等を施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- 生徒の下校や避難の可能性がある場合には、鶴丸高校メールで保護者に対し、下校・避難の旨を連絡する。なお、避難完了後、生徒の安全確認の後、保護者に対し避難完了の連絡とその後の対応についてメールで連絡する。

5. 避難指導

(1) 避難場所

- まずは本校2階以上へ避難し屋内安全確保を図る。近隣の避難場所として、西田小学校と定める。
- 周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、本校2階以上で屋内安全確保を図るものとする。

(2) 避難経路

- 洪水時における避難場所までの避難経路については、【施設周辺の避難経路図】のとおりとする。

(3) 避難誘導方法

- 避難場所までの移動距離及び移動手段は、次のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所	西田小学校	60m	□徒歩
屋内安全確保	2階以上		

- 浸水の恐れのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

6. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

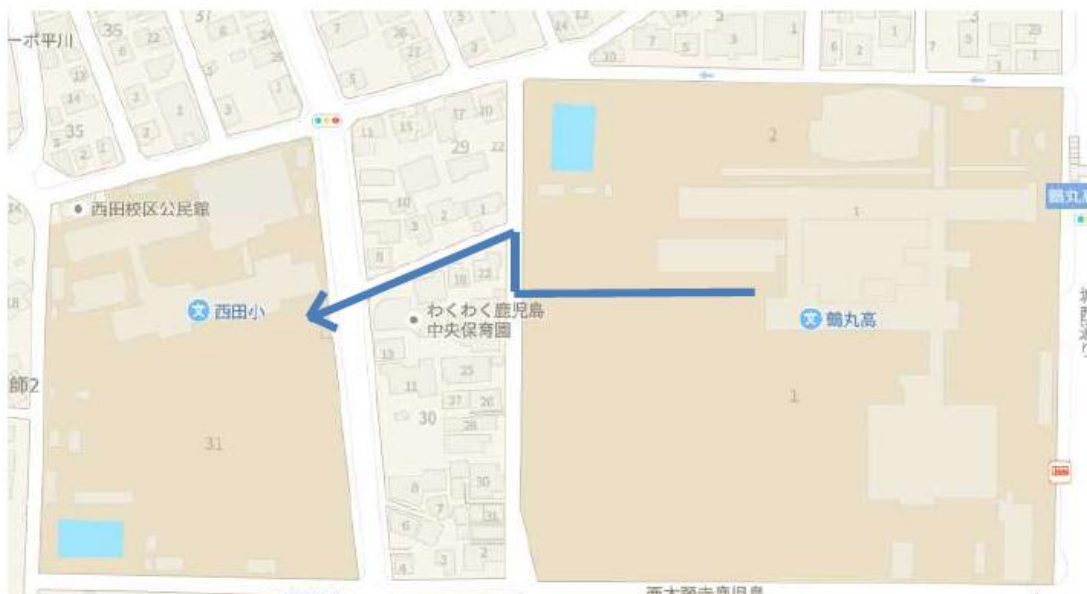
避難確保資器材等一覧*

活動の区分	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池
避難誘導	名簿、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池

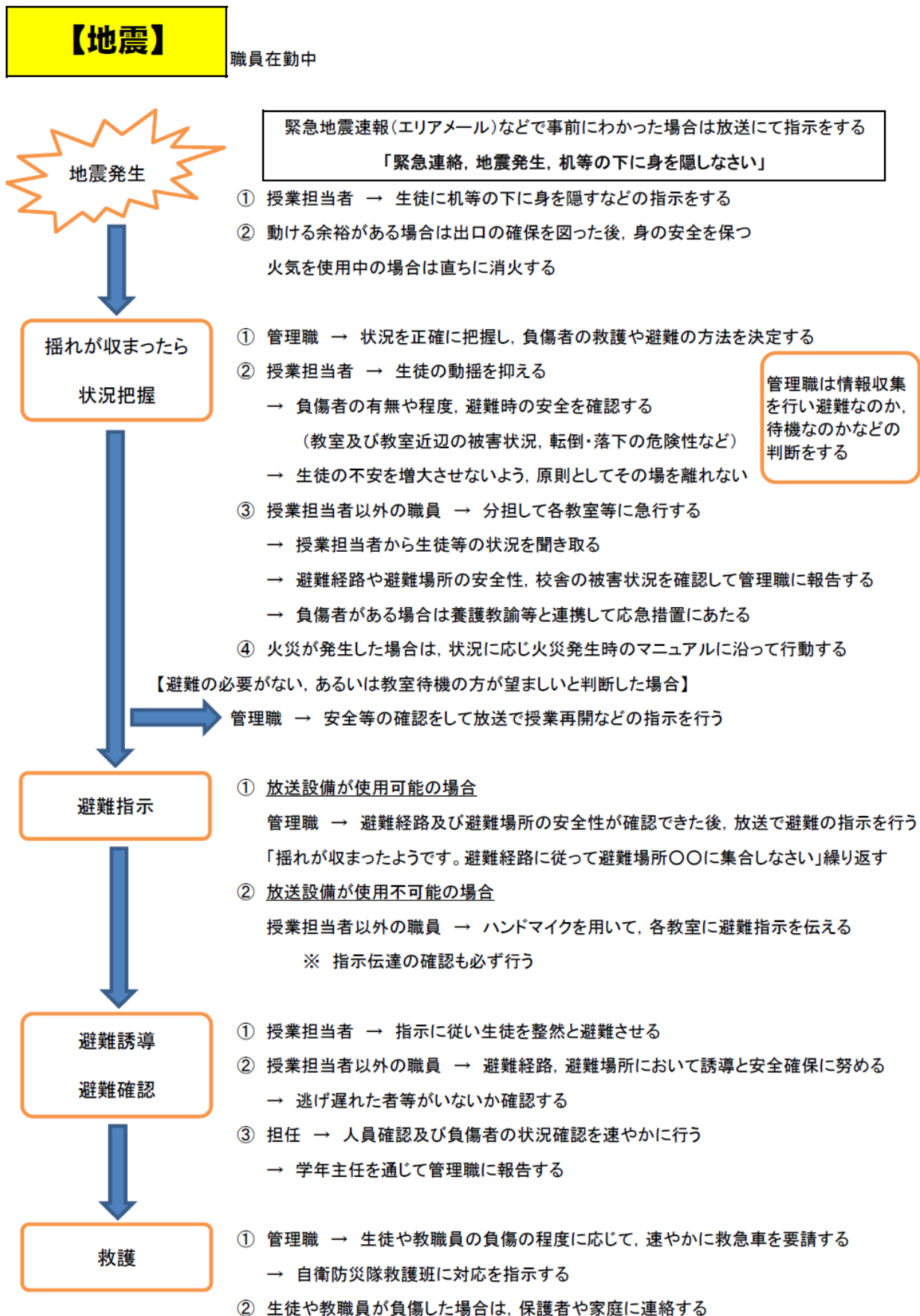
7. 防災教育及び訓練の実施

- 毎年5月に全校生徒および職員を対象に研修・訓練を実施する。

【施設周辺の避難経路図】

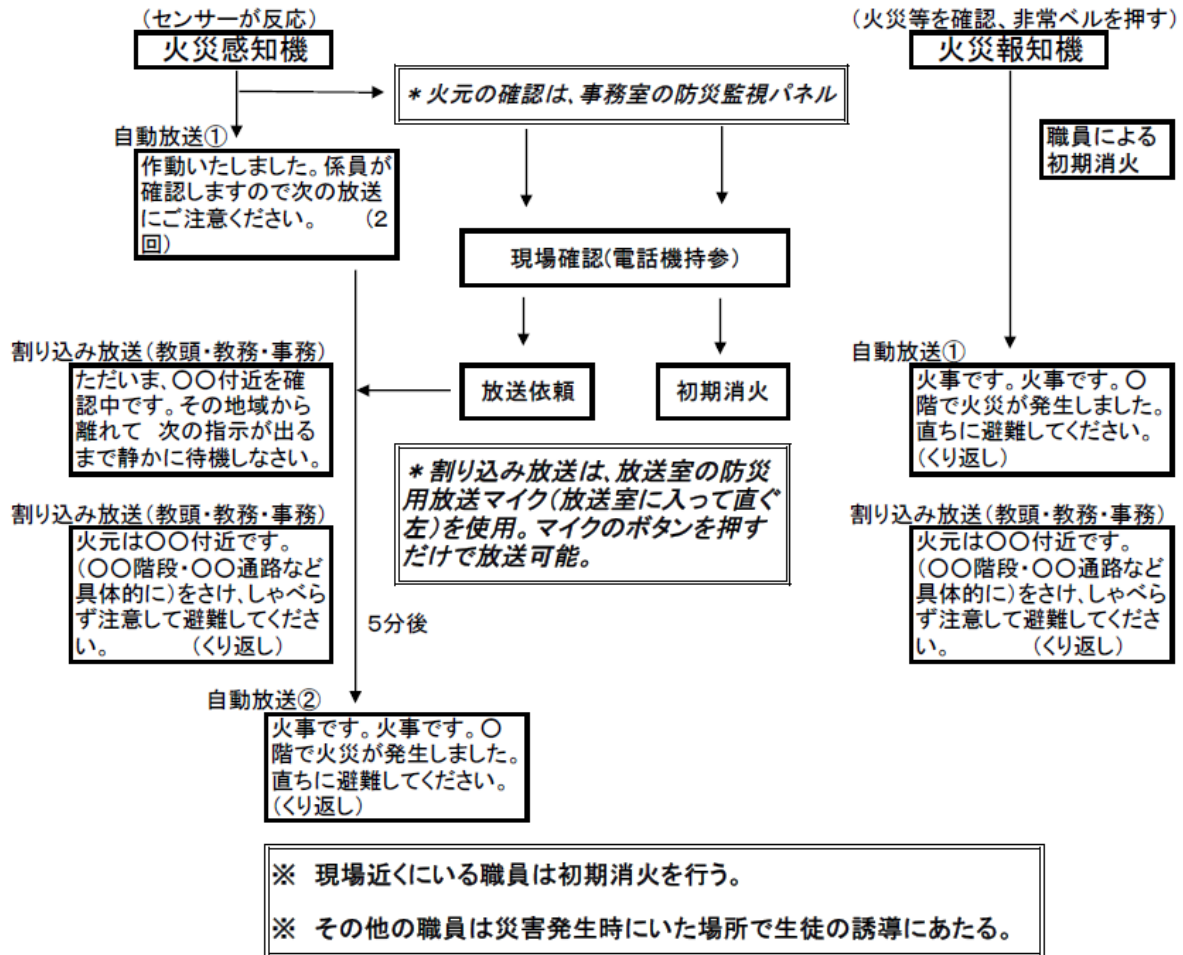


3 地震避難マニュアル



4 防火防災避難指示マニュアル

防火防災避難指示フローチャート



地震発生の場合

身を隠す。
揺れがおさまった段階で、指示を待つ

割り込み放送(教頭・教務・事務)

(〇〇階段・〇〇通路など具体的に)をさけ、しゃべらず注意してグラウンドへ避難して下さい。(くり返し)

生徒への指示

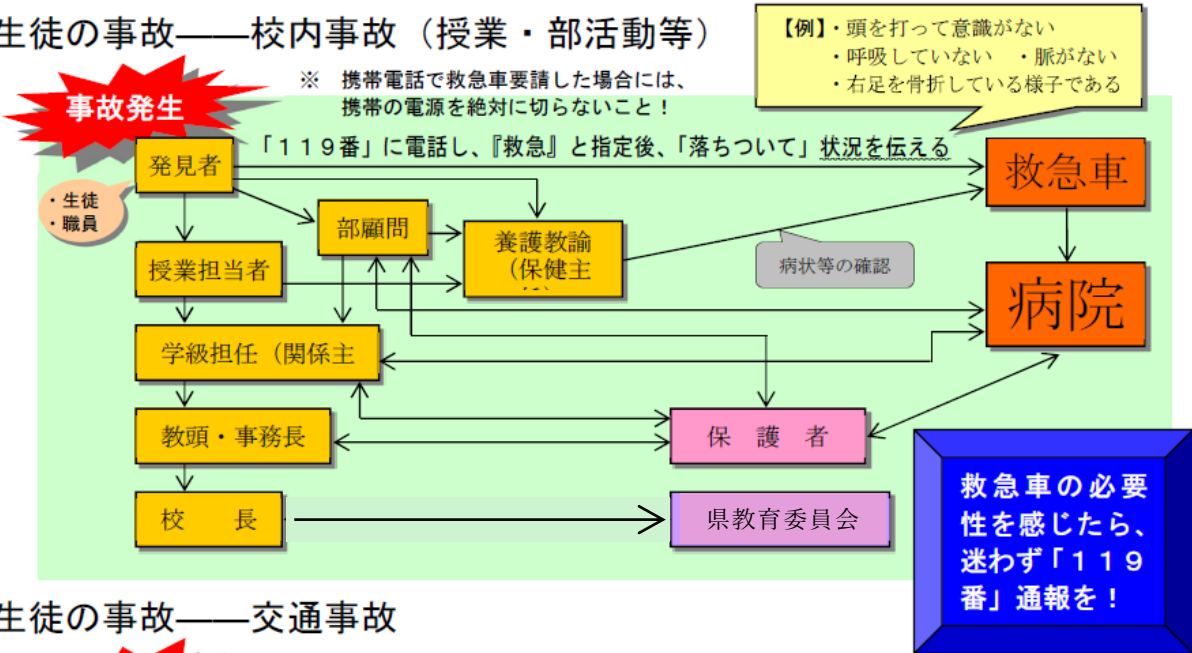
- 避難の指示が出るまで待機。その場の状況の確認。指示が通らなくなるのでしゃべらない。
- 避難時にはカーテンを開け・窓を閉め・消灯し、最後に教室を出る人はドアを閉める。
- しゃべらず・走らず・急ぐ。(グラウンドに出たら駆け足)
- グラウンドでは全校朝礼の隊形に腰を下ろして整列。総務は人員点呼をして本部に報告。

5 学校事故（授業中、部活動中の事故、登下校中の事故等）への対応について

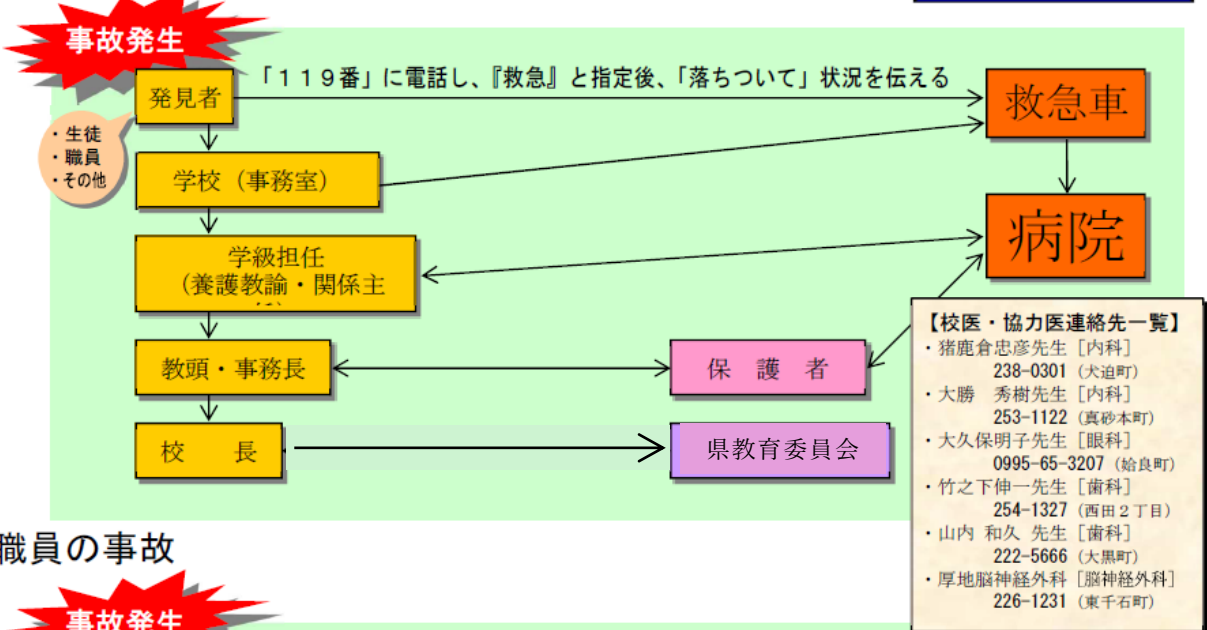
危機管理組織表

鹿児島県立鶴丸高等学校

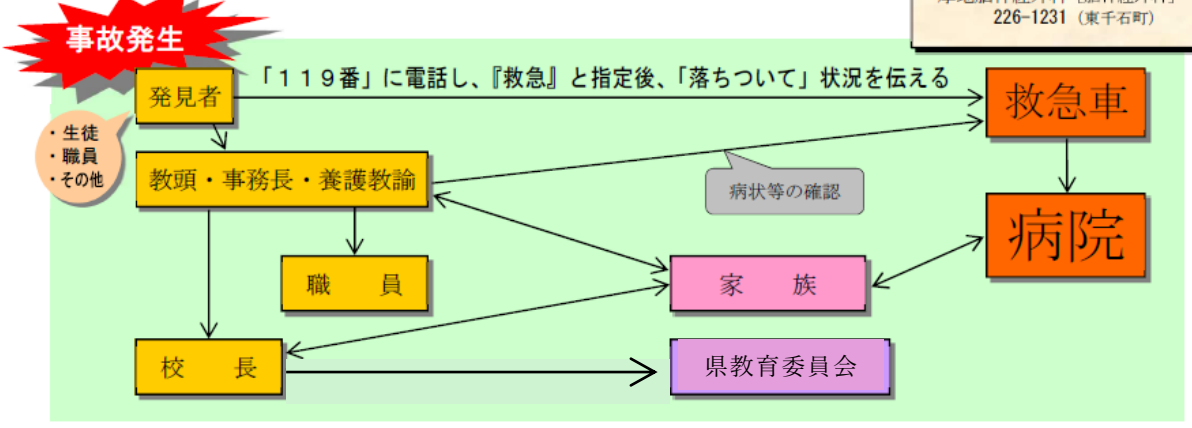
●生徒の事故——校内事故（授業・部活動等）



●生徒の事故——交通事故



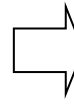
●職員の事故



6 熱中症事故の予防とその対応について

1 熱中症の発症

環境（気温、湿度、輻射熱、気流等）
 からだ（体調、年齢、暑熱順化の程度等）
 行動（活動強度、持続時間、水分補給等）



熱中症を引き起こす可能性

2 運動時の留意事項

暑さ指数（WBGT）に応じた注意事項等

暑さ指数（WBGT）	注意すべき生活活動の目安(*1)	日常生活における注意事項(*1)	熱中症予防運動指針(*2)
31℃以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28～31℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人*は運動を軽減または中止。
25～28℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

(*1) 日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」(2013)より

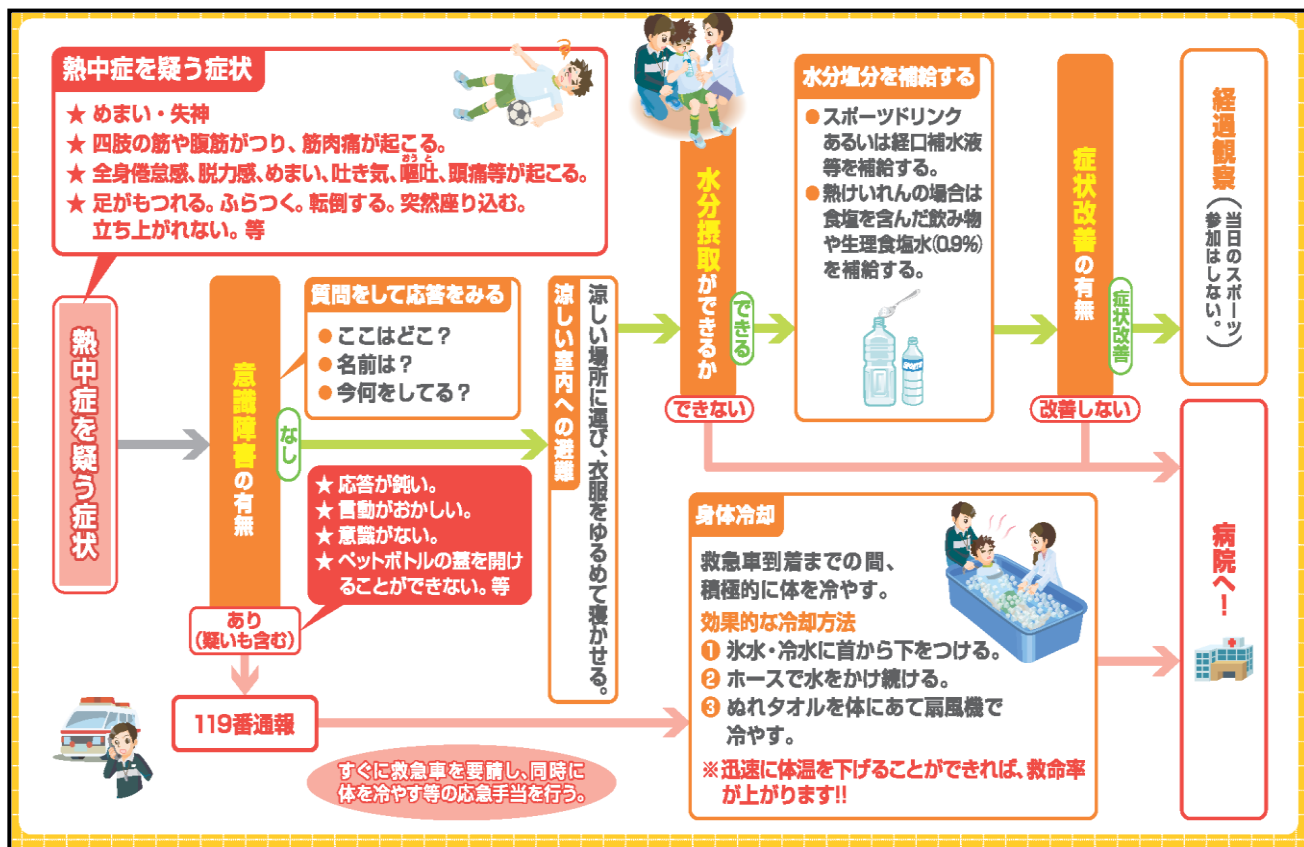
(*2) 日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」(2019)より、同指針補足 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

※暑さに弱い人、体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

- (1) 暑さ指数（WBGT）や熱中症警戒アラートで環境条件を確認する
- (2) 個人の条件を考慮する（体調のチェック）
 *睡眠不足や疲労困憊はないか。*発熱はないか。*下痢やかぜの症状はないか、等。
- (3) 服装に気をつける
- (4) 暑さに身体を徐々に慣らしていく
- (5) 運動中の注意

- ① 途中で休憩をとる
- ② 冷水・塩分等の補給をする。冷水は、**こまめにとる**
 汗の成分に近い食塩水（1ℓの水に1～2gの食塩）や経口補水液、スポーツドリンクを利用する。（運動中は甘みの強いものは水分の吸収が遅くなる）
- ③ お互いに声をかけあい注意しながら活動する

3 発症した場合の対応



4 熱中症事故防止のためのチェックリスト

(1) 日頃の環境整備等

<input type="checkbox"/>	活動実施前に活動場所における暑さ指数等により熱中症の危険度を把握できる環境を整える
<input type="checkbox"/>	危機管理マニュアル等で、暑熱環境における活動中止の基準と判断者及び伝達方法を予め定め、関係者間で共通認識を図る (必要な判断が確実に行われるとともに関係者に伝達される体制づくり)
<input type="checkbox"/>	熱中症事故防止に関する研修等を実施する (熱中症事故に係る対応は学校の教職員や部活動指導に係わる全ての者が共通認識を持つことが重要)
<input type="checkbox"/>	休業日明け等の体が暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いこと、気温30℃未満でも湿度等の条件により熱中症事故が発生し得ることを踏まえ、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、暑熱順化 (体を暑さに徐々に慣らしていくこと) を取り入れた無理のない活動計画とする
<input type="checkbox"/>	活動中やその前後に、適切な水分等の補給や休憩ができる環境を整える
<input type="checkbox"/>	熱中症発生時 (疑いを含む) に速やかに対処できる体制を整備する (重度の症状 (意識障害やその疑い) があれば躊躇なく救急要請・全身冷却・AEDの使用も視野に入れる)
<input type="checkbox"/>	熱中症事故の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整を検討する
<input type="checkbox"/>	運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、指導体制が普段と異なる活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に確認し児童生徒とも共通認識を図る
<input type="checkbox"/>	保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行

	い、必要な連携・理解醸成を図る
<input type="checkbox"/>	室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて、日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫を検討する
<input type="checkbox"/>	学校施設の空調設備を適切に活用し、空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討する
<input type="checkbox"/>	送迎用バスについては、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故防止を徹底する（安全装置はあくまで補完的なものであることに注意）

（２）児童生徒等への指導等

<input type="checkbox"/>	特に運動時、その前後も含めてこまめに水分を補給し休憩をとるよう指導する （運動時以外も、暑い日はこまめな水分摂取・休憩に気を付けるようにする）
<input type="checkbox"/>	自分の体調に気を配り、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員等に申し出るよう指導する
<input type="checkbox"/>	暑い日には帽子等により日差しを遮るとともに通気性・透湿性の良い服装を選ぶよう指導する
<input type="checkbox"/>	児童生徒等のマスク着用に当たっても熱中症事故の防止に留意する
<input type="checkbox"/>	運動等を行った後は十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動（登下校を含む）を行うよう指導する
<input type="checkbox"/>	運動の際には、気象情報や活動場所の暑さ指数（WBGT）を確認し、無理のない活動計画を立てるよう指導する
<input type="checkbox"/>	児童生徒等同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導する
<input type="checkbox"/>	校外学習や部活動の遠征など、普段と異なる場所等で活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に教職員等と共通認識を図る
<input type="checkbox"/>	登下校中は特に体調不良時の対応が難しい場合もあることを認識させ、発達段階等によってはできるだけ単独行動は短時間にしてリスクを避けること等を指導する

（３）活動中・活動直後の留意点

<input type="checkbox"/>	暑さ指数等により活動の危険度を把握するとともに、児童生徒等の様子をよく観察し体調の把握に努める
<input type="checkbox"/>	体調に違和感等がある際には申し出やすい環境づくりに留意する
<input type="checkbox"/>	児童生徒等の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表すこともあることに注意する
<input type="checkbox"/>	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる指導体制とする （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却（全身に水をかけることも有効）・状況により AED の使用も視野に入れる）
<input type="checkbox"/>	活動（運動）の指導者は、児童生徒等の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する（運動強度の調節も考えられる）
<input type="checkbox"/>	運動強度・活動内容・継続時間の調節は児童生徒等の自己管理のみとせず、指導者等が把握し適切に指導する
<input type="checkbox"/>	児童生徒等が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることもあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意する
<input type="checkbox"/>	運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり、次の活動（登下校を含む）を行うことに注意する

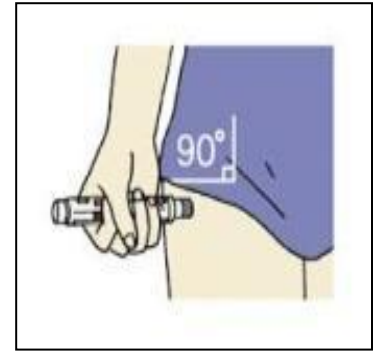
7 食物アレルギー発生時の対応について

食物アレルギー発生時の体制

1 エピペン®の使用について

エピペン®は、アドレナリンという成分が充填されており、

- すべてのアレルギー症状をすみやかに抑制する
- 交感神経を刺激し、即効性がある
- 血管を収縮させ、心拍数を増加させる
- 気管支を広げる



の効果があり、**注射後15分～20分間**、効果が持続する。市販されている薬は、筋肉注射のみを目的として作られており、注射をする場所は**太腿の前外側のみ**と決まっている。

アナフィラキシー症状に対しては、早期の注射が不可欠なので、初期症状のうちに注射し、**119番通報しなければいけない**。

アナフィラキシーではないのにエピペン®を打った場合、ほてり感、心臓がドキドキするなどの症状が起こるが、15分程度で元の状態に戻る。

(1) エピペン®を使用する症状（日本小児アレルギー学会）

エピペン®を処方されている生徒で、アナフィラキシーを疑う場合、下記の症状が1つでもあれば、エピペン®を注射し、119番通報を行う。

消化器症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰り返し、吐き続ける ・ 持続する、がまんできないおなかの痛み
呼吸器症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ のどや胸がしめつけられる ・ 声がかすれる ・ 犬が吠えるような咳 ・ 持続する、強い咳こみ ・ ゼーゼーする呼吸 ・ 息がしにくい
全身の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 唇や爪が青白い ・ 脈を触れにくい、不規則 ・ ぐったりしている ・ 意識がもうろうとしている ・ 尿や便をもらす

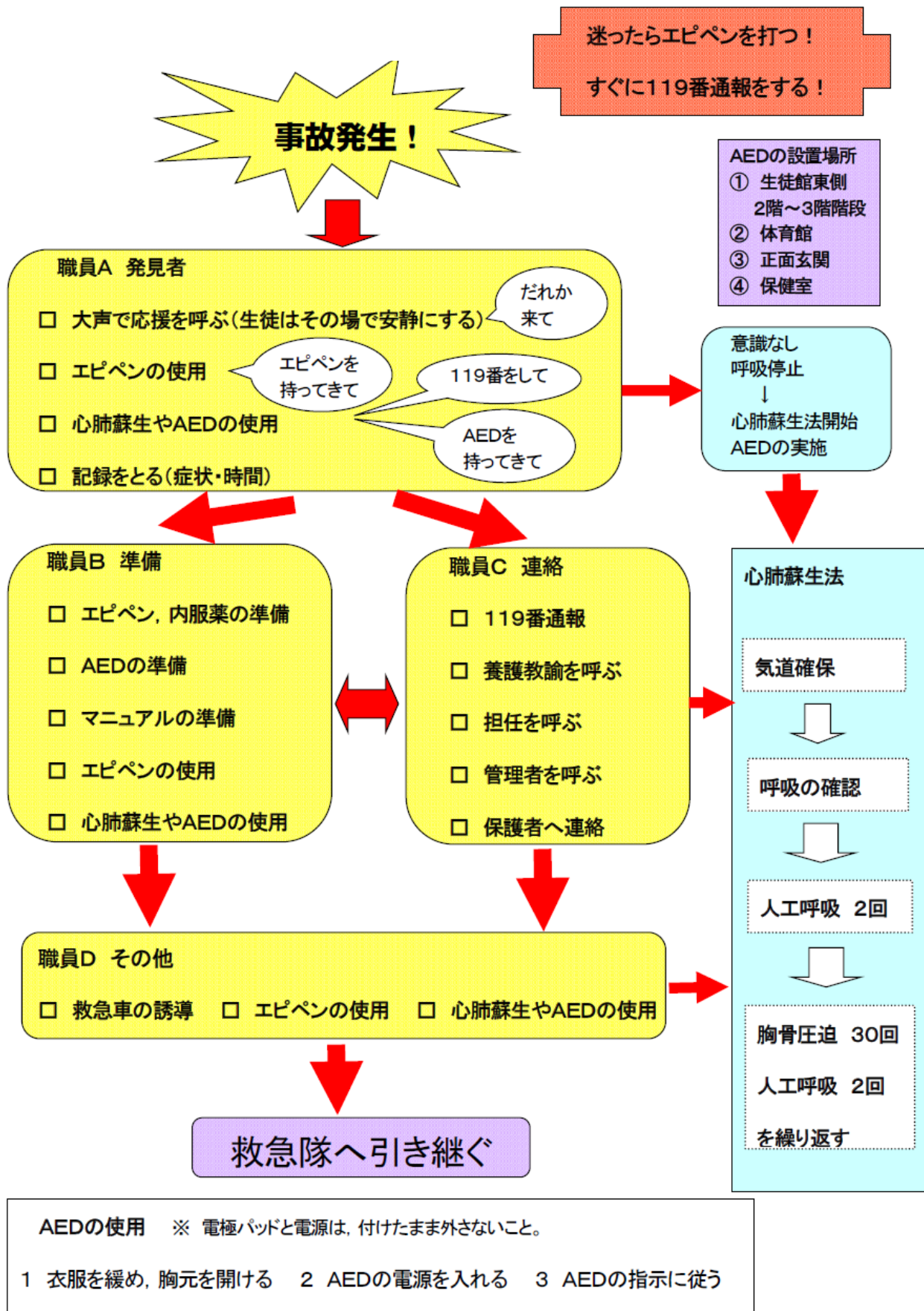
(2) エピペン®の使用法

<p>① ケースのカバーキャップを指で押し開け、エピペン®を取り出す。</p>	
<p>② 青い安全キャップを外す。</p>	
<p>③ オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手でグーで握る。</p>	
<p>④ 太ももの外側にオレンジ色の先端をあて、「カチッ」と音がするまで強く押しあて、5つ数える。<u>衣服の上からでも注射できる</u></p> <p>介助者は、生徒の太ももの付け根と膝をしっかり抑え動かないように固定する</p>	
<p>⑤ エピペン®を太ももから離し、オレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する。</p>	

ポイント

- ☆ **エピペン®は「グー」で握る**
- ☆ **太もも外側に打つ 打ったら、5秒数える**

2 発生時の対応の流れ



8 不審者侵入時の対応について

不審者侵入時における緊急対応マニュアル

鶴丸高等学校保健課

〈緊急対応の視点〉

- ◎ 生徒・教職員の生命・安全を確保することを最優先とする。
- ◎ マニュアルに従い迅速な連絡・通報を行う。

1 来校者の確認（事務室の役割）

- (1) 正門付近に許可なく学校内に立ち入らないよう明示する。
- (2) 正面玄関で受付簿に所要事項を記載してもらい、次の来訪者名札を着用し、2階事務室窓口に申し出てもらう。① 保護者・同窓会関係者用 ② 一般者用（教材納入業者、工事関係者）
- (3) 受け付けた職員が関係職員等へ来訪の連絡を行う。

2 不審者への対応

(1) 不審者が教室へ侵入した場合

- 冷静・沈着な対応をする。
- 暴力行為抑止と退去の説得

(退去)
→

- 再び侵入しないか監視

↓ (退去しない)

教職員

- 間合いをもって対応し、応援が来るまで時間をかせぐ。
- 不審者を教室内に隔離するように努める。
- 生徒を不審者から一番離れたドアから教室外へ出るように指示する。
- 隣の教室や職員室へ応援要請を行うよう生徒へ指示する。

生徒

- 不審者から目を離さず、教師の指示に従って、冷静に速やかに安全を確認しつつ教室外へ出る。
- 不審者の侵入を隣の教室・職員室の先生方へ報告し、応援を求める。
- 生徒は、不審者に刃向かうことは絶対にしない。

↑ 応援

↓ 連絡

校長・教頭・職員室在室者

連絡・通報
⇒

鹿児島西警察署 110 番
TEL 285-0110

(2) 不審者がグラウンド・体育館へ侵入した場合

① 授業中

- 冷静・沈着な対応をする。
- 暴力行為抑止と退去の説得

(退去)
→

- 再び侵入しないか監視

↓ (退去しない)

教職員	生徒
<ul style="list-style-type: none">○ 間合いをもって対応し、応援が来るまで時間をかせぐ。○ 生徒を不審者から遠ざける。○ 体育教官室や職員室へ応援要請を行うよう生徒へ指示する。	<ul style="list-style-type: none">○ 不審者から目を離さず、教師の指示に従い、挑発しないようできるだけ離れる。○ 不審者の件を体育教官室・職員室へ報告し、応援を求める。○ 生徒は、不審者に刃向かうことは絶対にしない。

↑ 応援 ↓ 連絡

校長・教頭・職員室在室者
体育教官室職員

連絡・通報

鹿児島西警察署 110 番
Tel 285-0110

② 部活動中

- 冷静・沈着な対応をする。
- 暴力行為抑止と退去の説得

(退去)
→

- 再び侵入しないか監視

↓ (退去しない)

教職員	各部キャプテン・副キャプテン
<ul style="list-style-type: none">○ 間合いをもって対応し、応援が来るまで時間をかせぐ。○ 生徒を不審者から遠ざける。○ 体育教官室や職員室へ応援要請を行うよう生徒へ指示する。	<ul style="list-style-type: none">○ 不審者の動きに注意しながら、その場から速やかに部員を離れさせる。○ 不審者の件を体育教官室・職員室へ報告し、応援を求める。○ 生徒は、不審者に刃向かうことは絶対にしない。

↑ 応援 ↓ 連絡

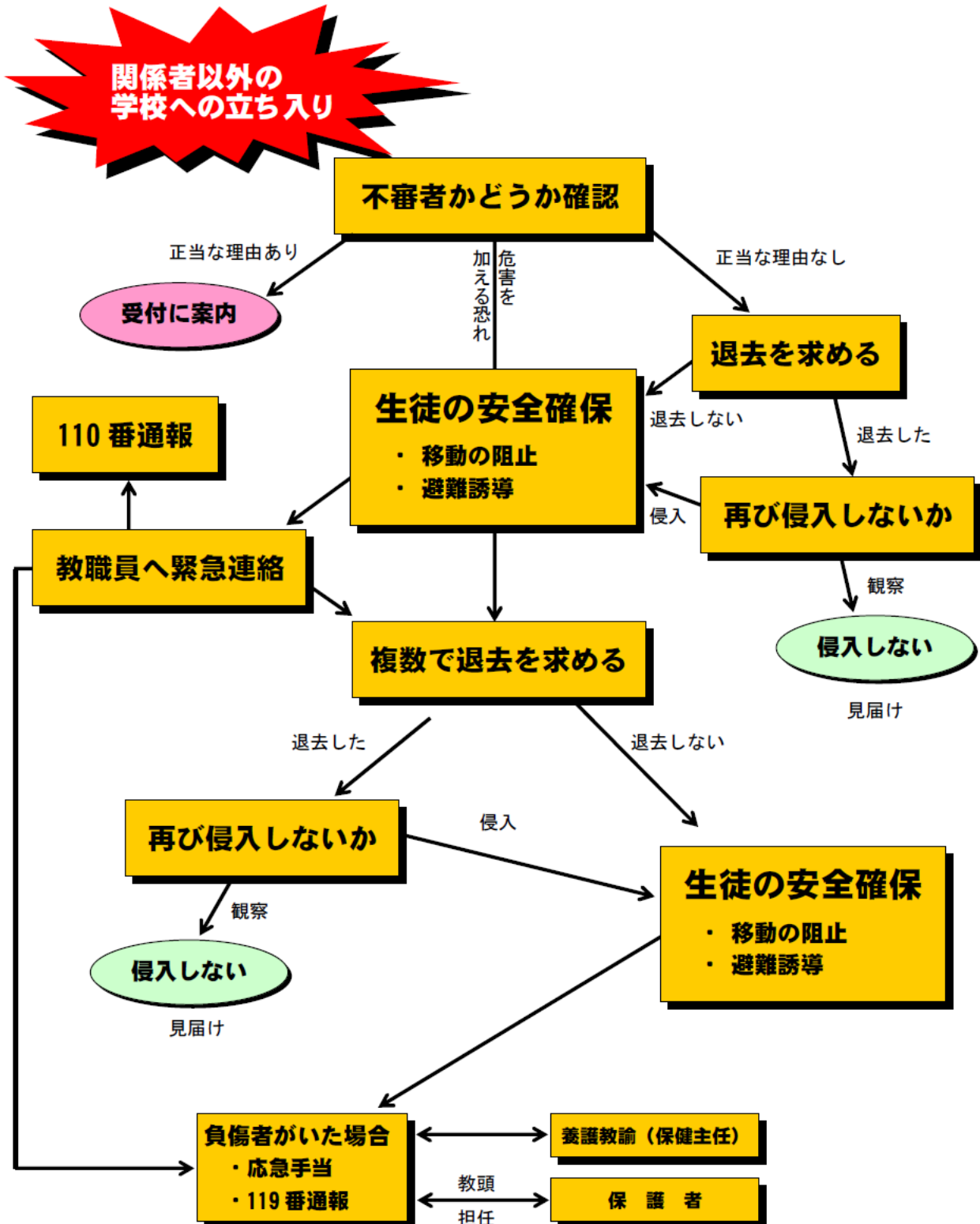
校長・教頭・職員室在室者
体育教官室職員

連絡・通報

鹿児島西警察署 110 番
Tel 285-0110

校内への不審者侵入時の対応

鹿児島県立鶴丸高等学校



9 部活動の遠征等における安全確保について

(1) 部活動の移動も含めた校外活動時の安全確保について

- ① 部活動における遠征や遠距離の会場における大会・コンクールへの参加を含め、校外で活動を行う際には、生徒の安全確保に万全を期すこと。
- ② 自動車で移動する場合には、シートベルトの着用を徹底すること。
- ③ 事故防止に関する対応方針や事故発生時等の緊急時における連絡体制、対応方法等については、事前に保護者等を含む関係者間で共有すること。

(2) 事業者との適切な契約の締結等について

- ① 事業者には貸切バス又はタクシーによる運送を依頼する場合は、貸切バスやタクシーによる運送の依頼であることを明確に伝えた上で、国から貸切バス事業又はタクシー事業の許可を受けた者と適切に契約を行う。
- ② 乗車当日もナンバープレートの色（緑ナンバー等）を乗車前に確認すること。
- ③ 貸切バスの場合は、事業者から運送引受書の交付を受け、記載内容に問題がないか確認することにより、契約内容（契約主体、内容等）を明確化すること。
- ④ 学校等が所有する自動車やレンタカー事業者等から手配した自動車を利用する場合は、運転者が適切な運転免許を保持していることや当該自動車が適切な保険に加入していることの確認を含め、安全確保を図ること。
- ⑤ レンタカー事業者から手配した自動車を利用する場合は、貸渡約款に違反するとレンタカー事業者がレンタカーについて締結している保険契約に基づく保険金等が支払われない可能性があるため、その自動車を実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど、貸渡約款を遵守すること。

(3) 遠征等の必要性や移動手段の検討について

- ① 長距離や長時間にわたる移動が必要となる遠征等については、学校教育活動の一環である部活動として実施することが必要かどうか、その必要性について検討するとともに、実施する場合には、無理のない移動（移動距離、運行時間、運転者の負担等）を計画し、生徒の安全確保について万全を期すこと。
- ② 遠征や遠距離の会場における大会・コンクールへの参加に当たっては、地域の実情等も踏まえつつ、バスによる移動に加えて、利用可能な範囲での公共交通機関の利用も含めて移動手段の検討を行うこと。
- ③ 遠征等を行う場合には、事前に移動方法や保護者に負担を求める費用等について保護者に連絡すること。

(4) 部活動中の安全確保と事故発生時の対応について

- ① 部活動中に事故等が発生した際は、生徒の安全確保と生命維持を最優先に対応し、救命処置や応急手当、119番や110番通報、管理職や養護教諭等への連絡、保護者への連絡、医療機関の受診、学校設置者への報告等を迅速に実施すること

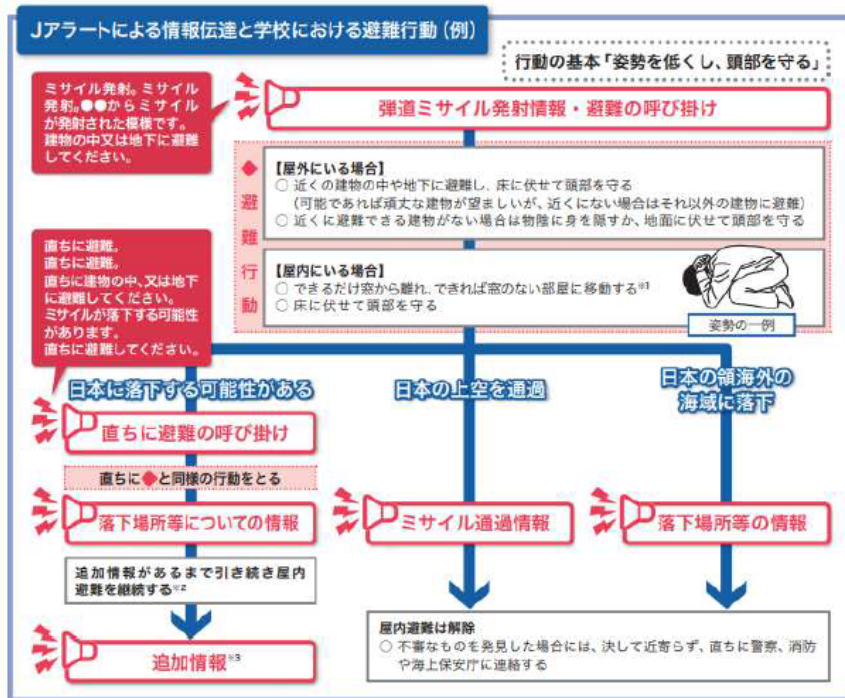
10 弾道ミサイル発射に係る対応について

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達されます。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達されます。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要です。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能です。

1 Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ



※1 「弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」の時点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちらに避難してください。ただし、校舎の状況や避難経路など本校の実情を十分に踏まえて、例えばその場に留まることも考慮に入れるなど、安全な避難行動がとれるようにしましょう。

※2 「ミサイルが○○地方に落下した可能性がある」等の情報があつた場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続します。また、指示があればそれに従って落ち着いて行動します。もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なりますが、次のように行動します。

- 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
- 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

※3 その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられます。

2 様々な場面における避難行動等の留意点

学校にいる場合

【校舎内の対応例】例えば、弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあつた際に、教室内で授業中の場合であつて、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守ることなどが考えられます。

【校舎外の対応例】例えば、校庭での授業中の場合であつて、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ることなどが考えられます。

校外活動中の場合

- 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難するようにすることが求められます。

登下校中の場合

- 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき自らの判断で冷静に行動しましょう。
- 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことも少なくありません。しかし、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞くことも大切です。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考えられます。電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従うことが大切です。
- バス、自動車等に乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難する、周囲に避難できる場所がない場合はバス、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとります。
- バスに乗っている状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守ること考えられます。地震の避難と同様、危機事象に遭遇した際には危険回避のために統率のとれた行動ができるようにしましょう。

自宅等にいる場合

- 登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要です。
- 早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達は鶴丸高校連絡メールやホームページなどで行います。

※いずれにせよ、万が一、落下物らしきものを発見した場合には、決して近寄らず、警察・消防に連絡すること。

11 【参考】気象警報発生時の生徒の登校について

1 学校所在地（鹿児島市）に警戒レベル3が発令された場合

(1) 午前6時までに解除された場合

→ 通常通り登校

(2) 午前6時の時点で発令され、通学に利用する公共交通機関の運行に支障が生じている場合

→ 自宅待機（自宅待機する場合は学校に連絡すること。その際は、欠席連絡のシステムを利用すること。）

(3) 午前11時までに解除され、通学に利用する公共交通機関の運行が再開された場合

→ 運行が再開され、周囲の安全が確認できた段階で安全に十分配慮して登校

(4) 午前11時を過ぎても発令が解除されず、通学に利用する公共交通機関の運行に支障が生じている場合

→ 自宅待機または状況に応じて臨時休校

（自宅待機する場合は学校に連絡すること。その際は、欠席連絡のシステムを利用すること。）

警戒レベル3相当

・大雨警報（土砂災害） ・洪水警報 ・暴風警報 ・大雪警報 ・氾濫警戒情報
・高潮注意報 等

※ 登校途中に危険が予想される場合は、無理な登校は控えること。

※ 通学に利用する公共交通機関が運行している場合でも、駅やバス停までの安全な移動手段が確保できない場合は、自宅待機とする。（徒歩・自転車通学生も公共交通機関の状況で判断すること。）

※ 積雪時も上記対応に準じます。

※ (3)の場合は、原則として5時間目の授業（13:30 開始）から再開します。

※ (1)、(3)の場合であっても、生徒居住地に警戒レベル3が発令され、公共交通機関や道路等の状況により安全に登校ができない場合は、無理に登校しないでください。その際は、必ず学校に欠席連絡のシステムを利用して連絡をしてください。

2 学校所在地（鹿児島市）に警戒レベル4・5が発令された場合

・ 午前6時の時点で発令されている場合

→ 臨時休校

警戒レベル4相当

・土砂災害警戒情報 ・氾濫危険情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報 等

警戒レベル5相当（特別警報）

・大雨特別警報 ・氾濫発生情報

※ 生徒居住地に警戒レベル4が発令されている場合は、速やかに危険な場所から避難先へ避難し、警戒レベル5が発令されている場合は、命を守るための最善の行動をとってください。

3 震度5強以上の地震が発生した場合

- ・ 17時～24時までに発生した場合は翌日を、0時以降に発生した場合は当日を臨時休校とします。

4 桜島の噴火警戒レベル4・5（特別警報）が発令された場合

- (1) 登校の安全が確保できない場合は、登校を見合わせてください。その際は、必ず学校に連絡をしてください。
- (2) 登下校中に発令された場合は、自宅または学校、あるいは建物内・地下に避難し、防災無線などの指示に従ってください。

噴火警戒レベル4・・・避難準備	噴火警戒レベル5・・・避難
-----------------	---------------

5 Jアラート（全国瞬時警報システム）が発令された場合

- * テレビや防災無線の情報に注意してください。

(1) 登校前に発令された場合

自宅で待機し、「ミサイル通過」など、安全が確保されてから登校してください。

- (2) 登下校中に発令された場合は、自宅または学校、あるいは建物内・地下に避難し、防災無線などの指示に従ってください。

Jアラート

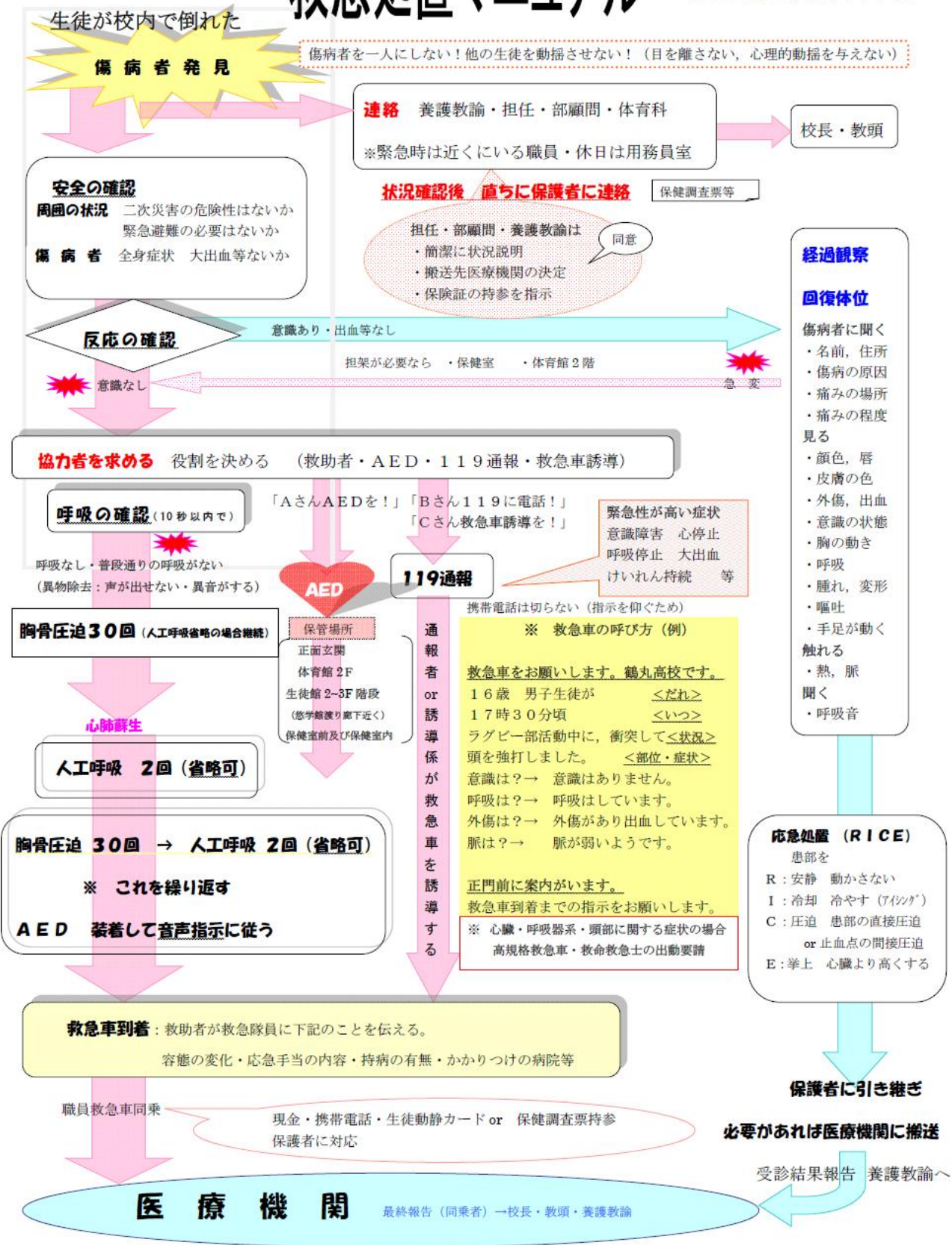
・弾道ミサイル情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、市町村防災行政無線等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステムです。
--

6 その他

- (1) 台風の接近があらかじめ予想される場合は、可能な限り前日までにホームページ、連絡メールでお知らせします。
- (2) 情報確認は、NHK 及び民放のテレビ・ラジオ、気象庁HP、交通機関HPを基準とします。

救急処置マニュアル

鹿児島県立鶴丸高等学校



13 【参考】学校保健計画・学校安全計画

月	学校行事	学校保健			学校安全
		保健指導・保健管理	体育指導	環境衛生指導	安全指導・防火防災
4	始業式 入学式 創立記念行事 甲鶴スポーツ交歓会 一日遠足 教育相談Ⅰ	身体測定 胸部検診 心臓検診 検尿（1次） 定期健康診断（4/21～4/23）	集団訓練 甲鶴スポーツ交歓会 新体力テスト 市大会（年間を通して各競技ごとに実施）	清掃区域割当 清掃用具配付 中掃除	安全点検（学校安全の日毎月10日前後） 通学安全指導 防災対策委員会 防火防災組織編成 施設管理責任者決定 自転車車体検査
5	P T A 総会	心肺蘇生法講習会（職員） 眼科検診 検尿（2次） 職員血液検査	高校総体	中掃除	安全点検 防火防災施設等の点検 避難訓練（地震・津波）
6	実力考査 教育相談Ⅱ 修学旅行（2年）	保健講話Ⅰ（6/22） 耳鼻科検診 健康相談（修学旅行前） 職員健康診断 治療カード配布	高校総体	清掃活動強化週間 校内美化週間 水質検査	安全点検 防火防災施設等の点検 交通安全教室
7	夏季悠学講座	心肺蘇生法講習会（生徒） 疾病治療推進月間	クラスマッチ	中掃除 環境点検・整備 （黒板・カーテン）	安全点検 熱中症予防講習
8	夏季悠学講座 実力考査	学校保健委員会（8/4） 衛生委員会 疾病治療推進月間 熱中症対策の強化 健康相談（体育祭前）		空気中化学物質・ ダニ検査 中掃除	
9	体育祭 終業式	疾病治療状況調査	集団訓練 体育祭	清掃活動強化週間 大掃除	安全点検 防災対策委員会
10	始業式・文化祭 1・2年学年PTA 生徒総会 三激会	体育系部活動生健康診断 健康相談（ロードレース前）	ロードレース大会 （練習）	照度検査 中掃除	安全点検 避難訓練（火災） 自転車車体検査
11	ロードレース大会 実力考査 教育相談Ⅲ 文化講演会	インフルエンザ・感染性胃腸炎等 予防対策強化 市学校保健研究協議会	ロードレース大会	緑化コンクール 中掃除	安全点検 防火施設等の点検
12	冬季悠学講座	冬季保健指導 治療カード配布 （疾病治療推進） 職員胃検診 保健講話Ⅱ（11/30）	クラスマッチ	大掃除	安全点検 火気使用点検 通学安全指導
1	教育相談Ⅳ 大学入学共通 テスト	次年度健康診断計画 インフルエンザ・感染性胃腸炎等 予防対策強化月間		CO2濃度検査	安全点検 火気使用点検 防災対策委員会
2	実力考査	学校保健委員会（2/10） 衛生委員会		中掃除 校内緑化週間	安全点検 火気使用点検
3	卒業式 修了式 離任式	心肺蘇生法実習（1年全員） 次年度健康診断諸準備 年間反省		大掃除	安全点検 火気使用点検